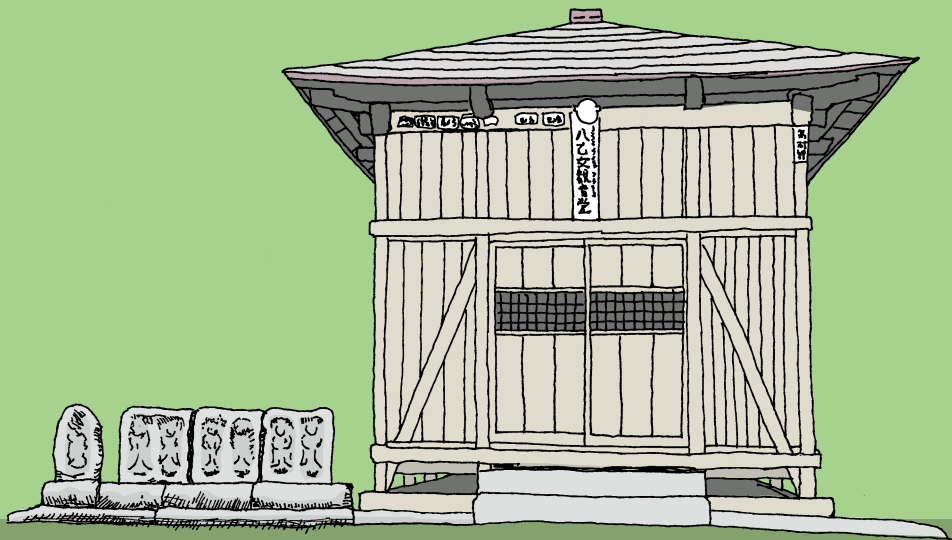


資料編



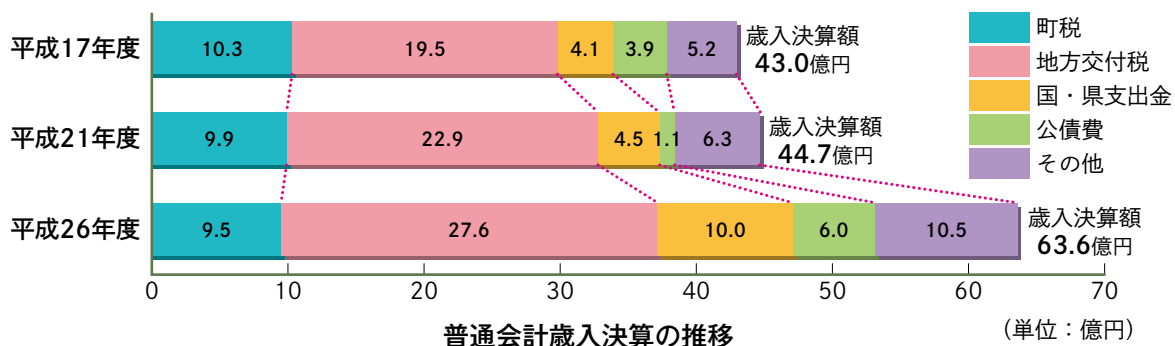
八乙女堂(只見町塩ノ岐)
御蔵入三十三観音第二番札所

1. 町財政の状況

◆歳入の推移

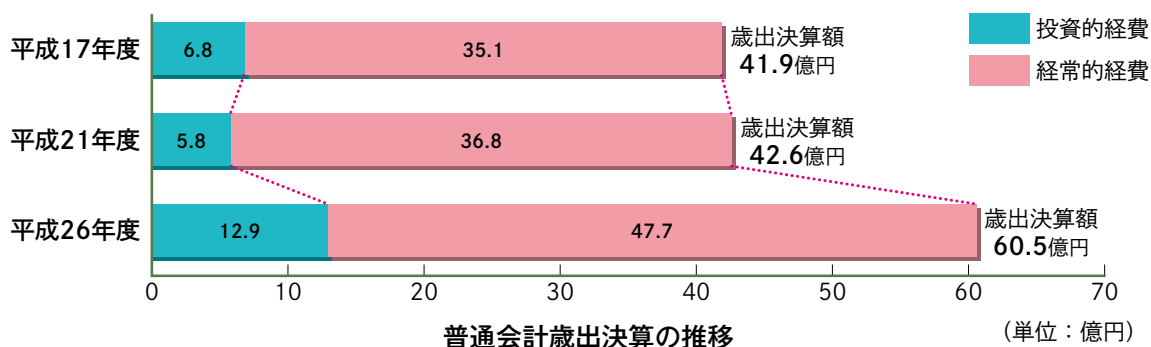
平成26年度決算は、過去の決算と比較して、平成23年の豪雨災害の補助金等があり歳入は大幅に増加しています。また、地方交付税も過去の推移からは、増加傾向にありますが、災害等の一時的なものもあり、国の厳しい財政状況が変わらないため、交付税の大幅な見直しによる地方交付税の減額も見込まれ、厳しい財政状況となることが予想されます。

町税については発電所施設等の大規模償却資産に係る固定資産税額の変動に大きく影響され、年々減少を続けており、さらなる財政悪化が懸念されます。



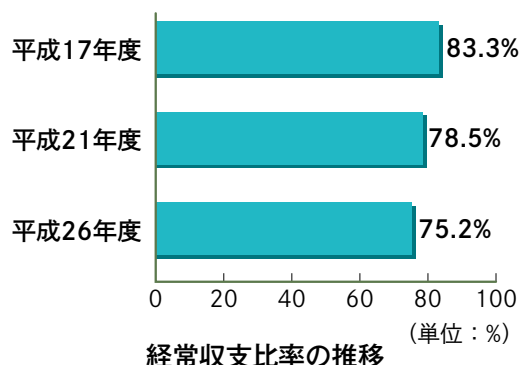
◆歳出の推移

平成26年度決算は、歳入額の増加に伴い過去の決算額と比較して増加しています。とくに、災害による投資的経費（事業実施などの経費）が増加しております。今後は、役場本庁舎など公共施設に係る改築費や生活基盤整備の更新時期に伴う改修費用等が見込まれていることから、経常的経費（人件費・物件費・維持修繕費・扶助費・補助費・公債費等の固定経費）の抑制に努めるとともに、事業の取捨選択と重点化を実施し、様々な用途のために積み立ててきた基金を効果的に大切に活用しながら、健全な財政運営を維持することが求められます。



◆経常収支比率

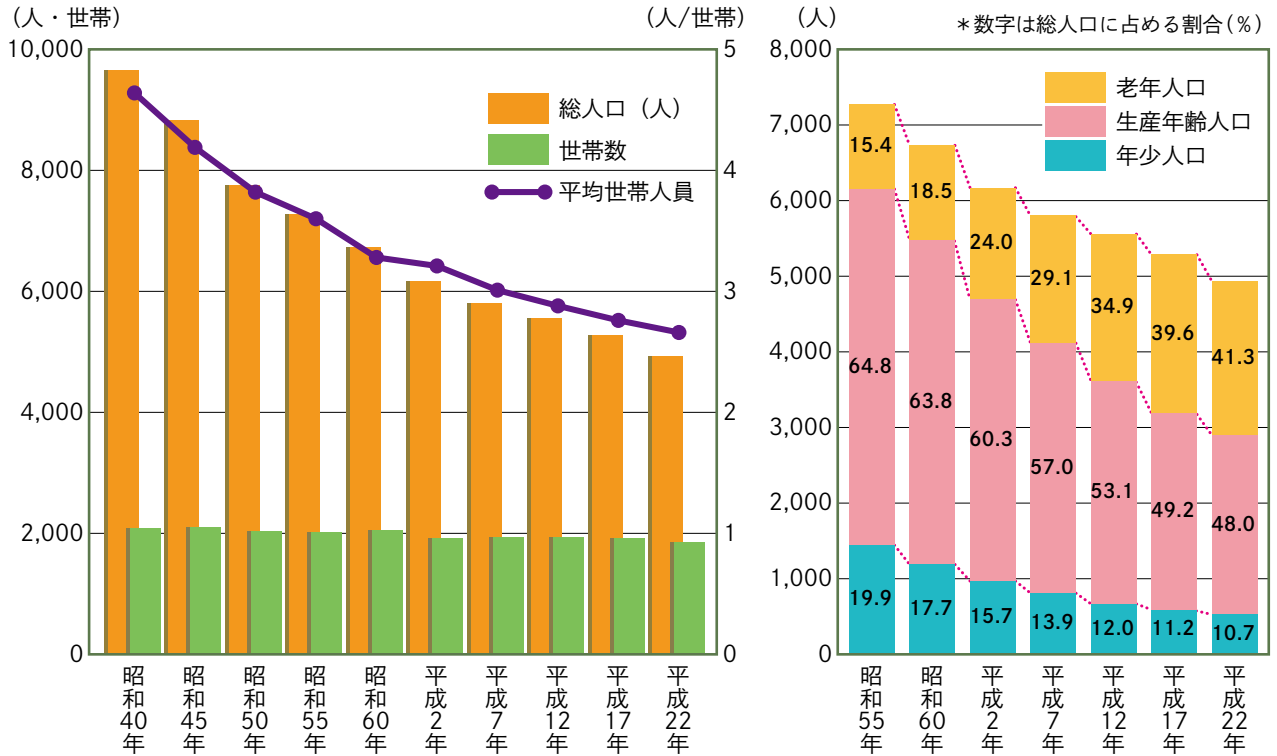
「経常収支比率」とは、経常的な歳出の経常的な歳入に対する割合で、財政構造の弾力性を表す指標です。この比率が高いほど財政構造が硬直化していることを表します。只見町では、平成18年度に要注意ラインとされる80%を下回り、それ以降は70%台を維持しております。今後は行政改革大綱及び行財政改革プログラムを推進し、健全な財政運営を目指します。



2. 人口の現状と将来の人口分析(只見町人口ビジョン抜粋)

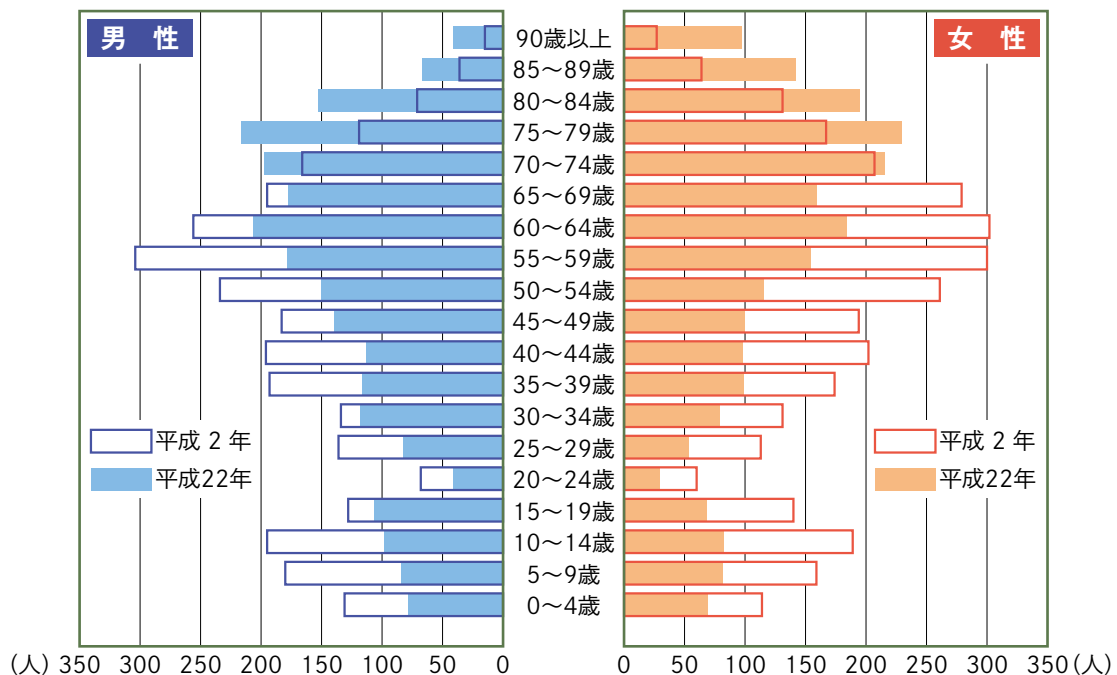
◆人口の現状(基礎分析)

本町の人口は昭和40年(1965年)以降、一貫して減少しており、昭和40年から平成22年にかけて半減しています。また、年少人口(15歳未満)は30年間で約6割減少しているため、少子化・人口減少傾向が今後も続くと思込まれます。



人口と世帯の推移(国勢調査)

年齢三区分別人口比率の推移(国勢調査)



人口ピラミッドの推移(平成2年と平成22年の比較)(国勢調査)

◆将来の人口分析

①町内総人口

只見町人口ビジョン（平成26年10月策定）による将来人口の推計の結果、町内総人口は減少を続けますが徐々に減少幅は小さくなると想定されています。

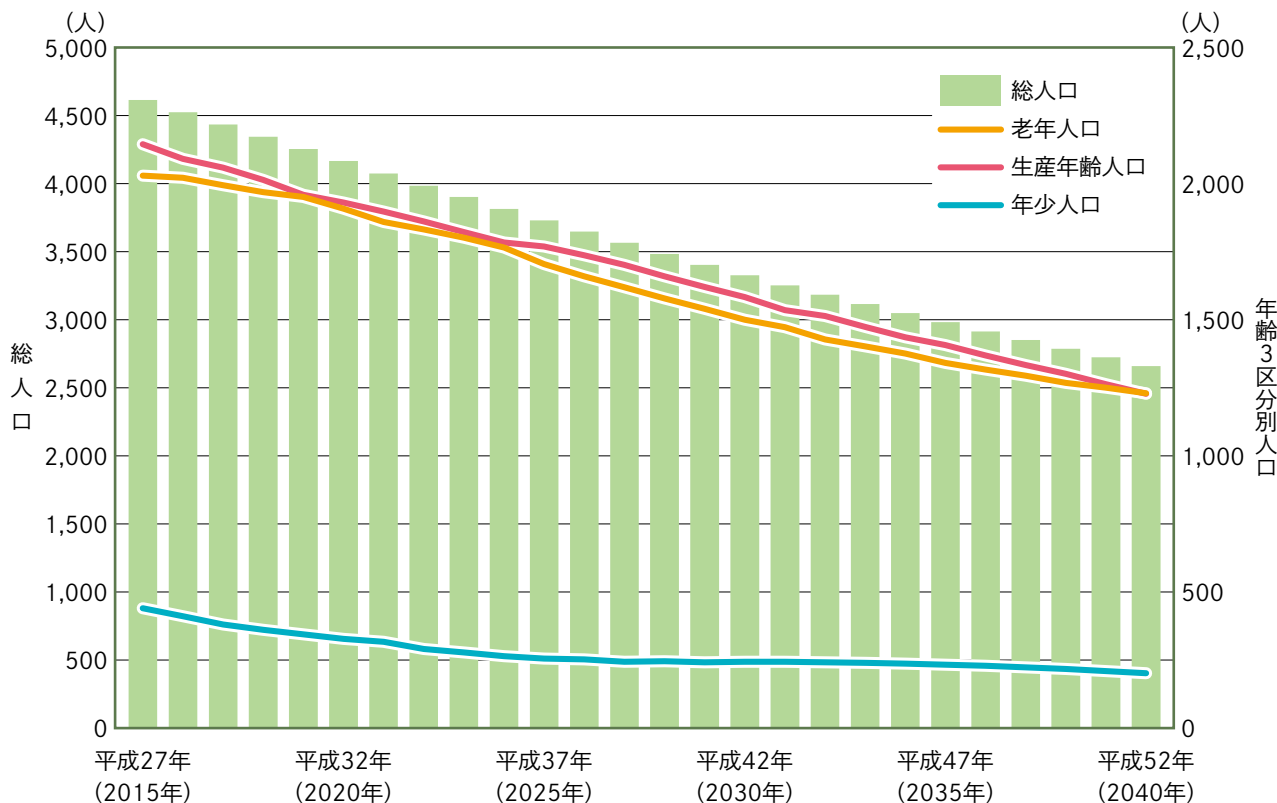
年齢三区分別に見ると、年少人口は減少幅が徐々に小さくなるものの、平成52年には202人と、平成27年と比べて半数以下になることが見込まれます。生産年齢人口と老年人口はともに減少を続け、平成52年には、それぞれ1,228人、1,229人とほぼ同数になることが見込まれ、老年人口1人を生産年齢人口1人で支えることになる見通しです。

現在のまま、推移をした場合この「第七次只見町振興計画」の計画期間が満了となる平成37年（2025年）には、只見町の人口は3,729人まで減少すると想定されています。さらに、10年後となる平成47年（2035年）には3,000人を割り込むことが想定され、平成52年（2040年）には2,660人まで人口が減少することが想定されています。

しかし、この想定は只見町人口ビジョンにおける現在までの数値を基礎とした、将来人口の推計の結果であることから、第7次只見町振興計画と只見町総合戦略において積極的に事業を展開し、人口減少に歯止めをかけることを目指します。

総人口及び年齢3区分別人口の推計

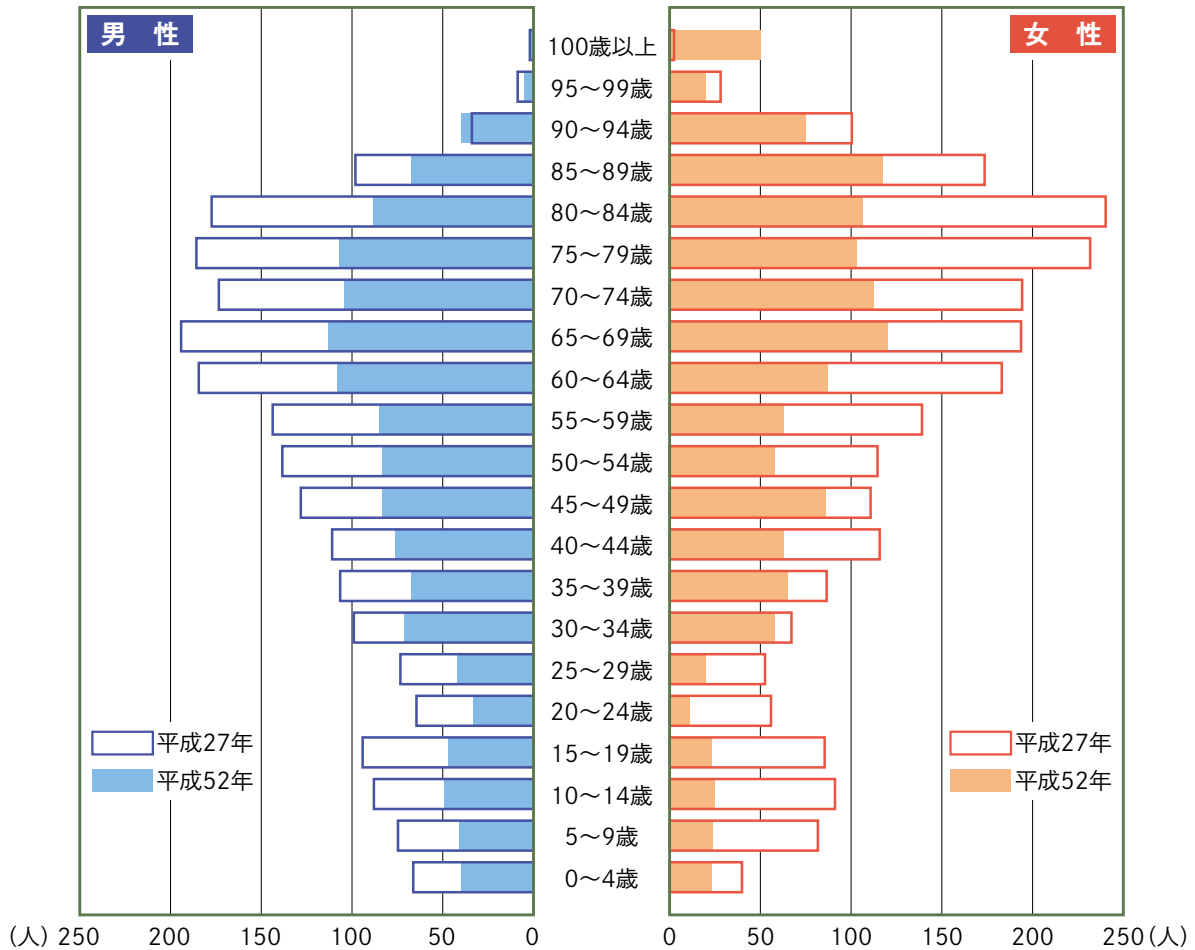
	実数値	推 計 値				
	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総人口(パターン③)	4,614	4,166	3,729	3,327	2,982	2,660
年少人口(0～14歳)	440	328	256	244	233	202
生産年齢人口(15～64歳)	2,145	1,930	1,769	1,583	1,407	1,228
老年人口(65歳以上)	2,029	1,908	1,704	1,499	1,342	1,229



②男女別年齢別人口（人口ピラミッド）

前述の結果を男女別年齢別に見ると、平成27年の時点ですでに、男女ともに65歳以上の年代が一番多い人口構成であるため、人口ピラミッドの形状は逆三角形型です。平成52年はこの傾向が続くものの、全体的に人口規模が大きく縮小し、特に20歳代の男女が著しく減少すると予測されます。

この年代の減少が顕著な場合、結婚や出産をする人数が少なくなり、合計特殊出生率が改善されたとしても、子どもの数は大幅に増えることがなく、引き続き人口減少が続くことになります。



人口ピラミッドの推移予想(平成27年と平成52年の比較)〈国勢調査〉

3. 只見町人口ビジョン及び只見町総合戦略

「只見町人口ビジョン」は、少子高齢社会の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたり活力ある持続可能な地域社会を構築していくため、本町における人口の現状と将来の展望を示す計画を策定したものです。

人口ビジョンは、本町における人口及びそれに関連する産業・経済等の現状を分析し、今後取り組むべき将来の方向性及び人口の将来展望を示すもので、対象期間は、国の「まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」に基づき、平成52年（2040年）までとしています。

「只見町総合戦略」は、人口の現状と将来の展望を定める「只見町人口ビジョン」及び地域の実情に応じて、今後5ヵ年の施策の方向性を示したものです。

総合戦略は、中長期的な視点に立ったまちづくりの基礎となる只見町振興計画（以下、振興計画）との整合を図って策定し、戦略的に事業を展開するものです。

総合戦略における施策の主な取り組みは、この「第七次只見町振興計画」にて中・長期的に目指す取り組みのうち、とくに人口減少の緩和に貢献しうるものや、短期に集中的に取り組むことが人口の維持、増加に効果的であると考えられるものを整理、抽出して、取りまとめられています。

この戦略に基づき、国からの地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開を受けながら、集中的に事業に取り組むこととしています。

4. 人口ビジョンの基礎分析による総合戦略での取り組みの方向性と人口目標

「只見町人口ビジョン」の基礎分析を踏まえた現状と課題から、本町の人口に関して目指すべき取り組みの方向性を整理します。

(1) 現状と課題

項目	現状	課題、取り組みの方向性
人口の全体的な動向	総人口は昭和40年以降減少傾向にあり、老年人口も平成22年以降減少しているため、本格的な人口減少が始まると見込まれます。	以下に示すとおり多様な課題が山積しているため、総合的かつ戦略的な対策が必要です。
	年少人口は30年間で約6割減少し、急激な少子化が今後も進むと見込まれます。また生産年齢人口も30年間で約5割減少しており、人口ピラミッドを見ると、20歳代が他の年代と比較してとくに少ないことがわかります。	子どもを増やすため、出産や子育てに対する支援などを充実させるとともに、出産適齢の女性が町内にとどまる（戻ってくる）ことができる対策が必要です。人口減少に伴い、空き家や空き店舗が急速に増加することが予測されるため、これらの社会的なストックの集約や活用方法の検討が必要です。

項目	現状	課題、取り組みの方向性
自然動態	出生数はある程度一定ですが、死亡数が増加しているため、全体として自然動態は減少傾向にあります。	子どもを産む中心世代の20歳代の人口が極端に少なく、今後は出生数も減少することが予測されるため、子どもを増やすための対策が必要です。
	年代別未婚率を見ると、とくに20歳代の男性の割合は県平均よりも高く、結婚していない人が多いことがわかります。	出逢いの機会などを創出し、若い世代の結婚に対する希望がかなうようにすることが重要です。
社会動態	基本的には転出超過傾向にあります。年代別に見ると、高校や大学進学の際の転出と20歳代後半での転入（Uターン含む）が目立ちますが、後者は年々減少しています。	町外に進学、就職した若者世代の結婚などをきっかけとした転入促進策や、若者世代の転出抑制策など、人の流れを活発にする対策が必要です。
産 業	特化係数を見ると、林業、鉱業、農業、建設業、宿泊業・飲食サービス業などが全国的に見ても大きく、本町の基幹産業です。	人口減少に伴い、今後はこうした基幹産業においても人手不足が生じることが予測されるため、生産性や付加価値の向上、人材マッチングなどの対策が必要です。
	工業、商業ともに事業所数は減少傾向にあります。	企業誘致のほかに、地域のニーズや企業の特性を踏まえた起業や第二創業などを支援する、新たな仕事(雇用)づくりが必要です。
福 祉	一般診療所はあるものの、病院は町内にあります。	救急、産婦人科、小児科など専門的な診療を受けるための町外の医療機関との連携や体制整備が必要です。
教 育	小学校、中学校ともに児童・生徒数は減少傾向にあり、中学校は平成19年に統廃合されました。	人口減少、とくに年少人口の急減は今後も続くことが予測されるため、学校運営の効率化を図るだけでなく、児童・生徒を確保するための特徴的な教育内容や環境の整備が必要です。
交 流	JR只見駅の乗車人員は平成23年の新潟・福島豪雨の影響により、大幅に減少しています。	只見線不通区間の代行バスの利用は伸びているため、さらなる利用率の向上に向けた対策が必要です。
	観光入込客数は平成19年以降減少傾向にありましたが、平成24年に豪雨災害以前の水準には達していないものの増加に転じ、平成25年に豪雨災害以前の水準まで回復しました。	平成26年6月の「只見ユネスコエコパーク」登録を呼び水に、「自然首都・只見」として魅力ある観光地、居住地として、町内外に発信していくことで交流人口を増加させることが必要です。

(2) 目指すべき取り組みの方向性

只見町人口ビジョンでの現状と課題を踏まえ、将来に向け取り組むべき方向性として以下の4点を設定しました。また、取り組むべき事業は、「第七次只見町振興計画」の事業から整理、抽出し、人口減少を克服するために「只見町総合戦略」の計画期間である5年間に取り組む事業としてまとめたところです。

方向性1	安定した雇用を創出する
方向性2	新しいひとの流れをつくる
方向性3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
方向性4	時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

(3) 「只見町総合戦略」における将来人口(2040年)の目標

「只見町総合戦略」における取り組みによる本町の将来人口の目標は、合計特殊出生率2.3を達成しながら、転出の多い若者の定住(転入)を促進することを目指し、平成52年(2040年)に3,000人を目標することとしています。

■ 人口の目標値 (* : 只見町総合戦略における目標数値)

平成52年(2040年) : 3,000人

- * 合計特殊出生率：平成42年(2030年)に2.03、平成52年(2040年)に2.3を目指す
- * 転入促進：Uターンの促進・定着(25歳～30歳、5年毎に男女2人ずつ増)
- * 転出抑制：子育て世帯(3人家族を想定し、毎年2世帯の転出抑制)

合計特殊出生率の目標値

	実数値	目標値				
	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
合計特殊出生率(パターン⑤)	1.66	1.79	1.91	2.03	2.17	2.30

総人口及び年齢3区分別人口の目標値

	実数値	目標値				
	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総人口	4,614	4,216	3,856	3,538	3,276	3,035
年少人口(0～14歳)	440	339	297	325	344	331
生産年齢人口(15～64歳)	2,145	1,970	1,855	1,712	1,590	1,475
老年人口(65歳以上)	2,029	1,908	1,704	1,499	1,342	1,229

5. 只見町振興計画審議会条例

(昭和43年2月5日条例第1号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、只見町振興計画審議会(以下「審議会」という)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が任命する。

(1)学識経験者

(2)関係団体の役職員

(3)その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課で処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年7月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則(昭和53年6月23日条例第20号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年8月29日条例第16号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日条例第14号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第1号抄)

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

6. 只見町振興計画審議会委員名簿

平成27年6月17日任命

任命区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	元「自然首都・只見」ブランド確立のための 検討委員会委員長	有田博之	
	新潟大学農学部教授	崎尾均	
	只見町教育委員会委員長	角田行雄	
関係団体の役職員	JA会津みなみ只見支店長	酒井邦広	
	只見町商工会長	目黒長一郎	○副会長
	只見町観光まちづくり協会副会長	目黒千代作	
	只見町農業委員会長	渡部旦明	
	只見町森林組合長	鈴木章一	
	只見町建設業協会長	三瓶吉夫	
	只見町区長連絡協議会長	菅家二千六	◎会長
	只見町民生児童委員協議会長	横山圭子	
	只見町消防団長	鈴木好行	
	只見町老人クラブ連合会長	鈴木慎介	
	明和婦人会長(只見町婦人団体代表)	矢沢千代	
	明和青年団長(只見町青年団体代表)	大竹隆二	
	只見地区地域づくり委員会長	五十嵐辰男	
	朝日地区地域づくり委員会長	目黒俊行	
明和自治振興会副会長	矢沢達也		
町長が必要と認める者	NPO法人ただみコミュニティクラブ ゼネラルマネージャー	平山康夫	
	只見の自然に学ぶ会代表	新国勇	

※役職名は任命時現在

7. 諮問文

27総政第184号
平成27年7月2日

只見町振興計画審議会長 様

只見町長 目黒吉久

只見町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の通り諮問します。

【諮問】

平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする「第七次只見町振興計画(案)」について調査・審議を求めます。

8. 答申文

平成28年3月10日

只見町長 目黒吉久様

只見町振興計画審議会
会長 菅家二千六

第七次只見町振興計画(案)について(答申)

これまで住民と町職員を構成員とする振興計画策定本部専門部会において、短期間に精力的に会議を重ねられ、「第七次只見町振興計画(案)」がまとめられたことに深く敬意を表します。

当審議会は、平成27年7月2日付け27総政第184号で「第七次只見町振興計画(案)」についての諮問を受けて以来、只見町振興計画審議会条例第2条の規程に基づき、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、適当であると認めましたので、ここに答申いたします。

なお、本計画の施策の執行にあたっては、審議の過程において提案した意見を十分に考慮し、国・県等関係機関との連携を深め、住民の理解と協力を得ながら、効率的な執行体制と積極的姿勢で実効性のあるものとなるよう推進を図るとともに、次の諸点について特段の配慮を払われるよう要望します。

記

1. この答申に基づき、速やかに「第七次只見町振興計画」を定め、計画を着実に推進し10年後の目標である「自然・文化・歴史「只見らしさ」に誇りと愛着を持つまちづくり」の実現に努められたい。
2. 「只見ユネスコエコパーク」の登録を実現した当町において、第七次只見町振興計画では、ユネスコエコパークの理念に基づく地域づくりを行い、目標に向けて住民と共に歩むように努められたい。
3. 計画を実現する手法について、計画(Plan)行動(Do)評価(Check)改善(Act)を言及しているが、別にアクションプランを定めて実行を図り、高い効果・成果を求めることに努められたい。
4. 計画実現には、住民協働によるまちづくりが重要となっているため、その過程である住民との対話に常に心がけ、住民参加によるまちづくりの推進に努められたい。
5. 本計画の執行にあたっては、住民の理解と協力を得るため、分かりやすい概要版を全戸配布するとともに、広報公聴活動に努められたい。

以上

9. 只見町振興計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 只見町振興計画を策定するため、只見町振興計画策定推進本部(以下本部)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)基礎調査に関すること。
- (2)基本構想素案作成に関すること。
- (3)基本計画素案作成に関すること。
- (4)実施計画案作成に関すること。
- (5)その他振興計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

(本部長)

第4条 本部長は町長の職をもって充てる。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副町長及び教育長の職をもって充てる。副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代理する。

(部員)

第6条 部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(情報収集)

第7条 本部は、振興計画策定にあたり、町民一人ひとりが町づくりに参画し、その主体的な発想と創造力を活かすため、幅広く住民、関係団体及び関係職員から情報を収集しなければならない。

(専門部会)

第8条 本部に、専門的事項に関する調査・協議を分掌させるため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成は次の通りとする。

- (1)地域振興部会
- (2)医療・福祉・保健部会
- (3)農林・観光・商工部会
- (4)環境・生活基盤部会
- (5)教育・文化部会

3 各専門部会の所掌事務は別表2の通りとする。

4 各専門部会は、相互に連携協力して本部所掌事務を遂行するものとする。

(専門部会員)

第9条 専門部会員は、本部長が指名する者をもって組織し、本部において指示する事項について検討協議を行い、その結果を本部に報告する。

2 各専門部会に部会長を置く。部会長は本部長の命を受け、部会の事務を総括する。

3 部会長が事故あるときは、部会長があらかじめ指名する部会員が職務を代理する。

(合同会議)

第10条 本部長は、必要と認める事項の審議については、随時本部会及び専門部会の合同会議を開くことができる。

(事務局)

第11条 本部及び専門部会の事務局は、総合政策課において処理する。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が決める。

附則

この要綱は、平成27年2月28日から施行する。

別表1（第6条関係）

部 員	総合政策課長、総務課長、町民生活課長、保健福祉課長、農林振興課長、観光商工課長、環境整備課長、会計室長、只見振興センター長、朝日振興センター長、明和振興センター長、教育次長、議会事務局長、環境整備課主幹兼副課長、朝日診療所事務長
-----	--

別表2（第8条第2項関係）

部 会 名	所 掌 事 項
地 域 振 興 部 会	地域づくり、自然保護、ユネスコエコパーク、公共交通、財政、広報広聴、情報共有、情報通信、消防、防災、住民サービス、広域連携等（総合政策課、総務課、町民生活課、振興センター所掌事務）
医 療 ・ 福 祉 ・ 保 健 部 会	少子高齢化、高齢者福祉、介護保険、児童福祉、母子父子福祉、障害者福祉、地域福祉、医療、健康づくり、国民健康保険、後期高齢者、保育所等（保健福祉課、朝日診療所、保育所所掌事務）
農 林 ・ 観 光 ・ 商 工 部 会	農業振興、農地保全、水産業振興、産業の六次化、林業振興、有害鳥獣、観光振興、都市交流、商工業振興、雇用対策、企業誘致等（農林振興課・観光商工課所掌事務）
環 境 ・ 生 活 基 盤 部 会	生活環境対策、ごみ処理、上下水道、道路、河川、公園緑地、住宅、空家対策、雪対策、景観対策等（環境整備課所掌事務）
教 育 ・ 文 化 部 会	小・中学校教育、高校振興対策、生涯学習、社会教育、社会体育、芸術文化、文化財等（教育委員会所掌事務）

10. 振興計画策定本部 専門部員 名簿

(委嘱年月日)平成27年6月18日

部 会 名	所 属	氏 名	備 考
地域振興部会	明和自治振興会	高 木 正 貴	◎部会長
	只見町観光まちづくり協会	菅 家 忠	○副部会長
	只見地区地域づくり委員会	大 竹 健 一	
	只見地区地域づくり委員会	三 瓶 彰 治	
	朝日地区地域づくり委員会	山 中 美 明	
	明和自治振興会	舟 木 晋 太 郎	
	只見の自然に学ぶ会	渡 部 和 子	
	生涯学習推進員	大 東 由 佳	
	総務課副課長	渡 部 高 博	
	町民生活課	梁 取 茂 弘	
	明和振興センター	三 瓶 さ お り	
医療・福祉・ 保健部会	只見ホーム	矢 沢 明 伸	◎部会長
	只見町地域活動支援センターじねえんと	星 忠	○副部会長
	只見指定居宅介護支援事業所	渡 部 み さ え	
	桜の丘みらい	矢 沢 広 子	
	只見町民生児童委員協議会	藤 田 希 恵 子	
	朝日老人クラブ	星 素 行	
	朝日婦人会	渡 部 ヨ リ 子	
	保健福祉課副課長	増 田 栄 助	
	保健福祉課係長	吉 津 瑞 穂	
	朝日保育所	木 津 弘 典	
農林・観光・ 商工部会	JA 会津みなみ只見支店	山 内 孝 志	◎部会長
	只見町商工会青年部	菅 家 大 和	○副部会長
	只見町商工会	渡 部 憲 司	
	只見町観光まちづくり協会	酒 井 治 子	
	エコパークやってみっ会	佐 藤 順 子	
	ヤマイシ	渡 部 民 夫	
	農業者	佐 藤 泉 太	
	農業者	山 内 喜 伸	
	女性農業者	目 黒 美 樹	
	観光商工課副主幹	岩 渕 秀 一	
農林振興課副課長	目 黒 祐 紀		
環境・生活基 盤部会	住まいづくり・まちづくり研究会	菅 家 英 祐	◎部会長
	只見地区地域づくり委員会	五 十 嵐 和 弘	○副部会長
	福島県建築士会山口支部	酒 井 敏	
	朝日地区地域づくり委員会	馬 場 幸 弥	
	明和自治振興会	酒 井 秋 子	
	只見婦人会	鈴 木 小 枝 子	
	環境整備課副課長	渡 部 信 安	
環境整備課	目 黒 健 太		

部 会 名	所 属	氏 名	備 考
教育・文化部会	元学校長	吉 津 和 子	◎部会長
	只見町文化協会	山 内 幸 三	○副部会長
	朝日小学校	橋 本 淳	
	只見高等学校	滝 沢 日 佐 人	
	朝日地区地域づくり委員会	渡 部 文 彦	
	只見町小・中学校PTA連絡協議会	吉 津 邦 弘	
	只見高校PTA	目 黒 夏 樹	
	只見コミュニティクラブ	渡 部 一 昭	
	只見町ブナセンター	河 原 崎 里 子	
	教育委員会副主幹	横 山 伸 成	
教育委員会生涯学習係長	吉 津 な お み		

※所属については、委嘱時現在のものです。

11. 専門部会での策定経過

(地域振興部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 7月29日(水) 19時00分～21時00分
- 第3回 平成27年 8月25日(火) 19時00分～21時00分
- 第4回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

(医療・福祉・保健部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 8月 5日(水) 19時00分～21時00分
- 第3回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

(農林・観光・商工部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 7月16日(木) 19時00分～21時30分
- 第3回 平成27年 8月 7日(金) 19時00分～21時30分
- 第4回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

(環境・生活基盤部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 7月27日(月) 19時00分～21時00分
- 第3回 平成27年 8月24日(月) 19時00分～21時00分
- 第4回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

(教育・文化部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 7月28日(火) 19時00分～21時00分
- 第3回 平成27年 8月26日(水) 19時00分～21時00分
- 第4回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

12. 第七次只見町振興計画の策定経過

年 月 日	会 議 等	内 容
平成27年 3月 2日	第1回 策定本部会議	策定基本方針の決定
7月 2日	第1回 振興計画審議会	振興計画を諮問、策定基本方針説明
7月 7日	第1回 専門部会合同会議	策定基本方針確認、部会協議内容確認
7月16日	第2回 農林・観光・商工部会	各部会ごとに協議
7月27日	第2回 環境・生活基盤部会	〃
7月28日	第2回 教育・文化部会	〃
7月29日	第2回 地域振興部会	〃
8月 5日	第2回 医療・福祉・保健部会	〃
8月 7日	第3回 農林・観光・商工部会	〃
8月24日	第3回 環境・生活基盤部会	〃
8月25日	第3回 地域振興部会	〃
8月26日	第3回 教育・文化部会	〃
平成28年 1月20日	総務厚生常任委員会	振興計画(素案)説明
1月20日	経済文教常任委員会	〃
1月27日	総務厚生常任委員会	〃
2月 9日	経済文教常任委員会	〃
2月15日	第2回 策定本部会議	振興計画(案)を審議会に提出決定
2月17日	第2回 専門合同部会	振興計画(案)として承認、部会協議終了
2月19日	議会全員協議会	振興計画(案)の説明
2月22日	第2回 振興計画審議会	振興計画(案)の審議
3月 4日	第3回 振興計画審議会	振興計画(案)の審議
3月 7日	議会全員協議会	振興計画(案)の説明
3月10日	振興計画審議会答申	振興計画審議会議長から町長へ答申
3月14日	第3回 策定本部会議	振興計画の答申についての説明

13. 振興計画策定にかかる関連調査等

1. 平成25年度 町民アンケート(只見町まちづくり調査)
2. 平成26年度 町民アンケート(只見町が目指すべきこれからのまちづくり)
3. 平成26年度 只見町統計要覧
4. 只見町人口ビジョン(平成27年10月策定)
5. 只見町総合戦略(平成27年10月策定)